

## 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

東住吉小学校校舎増築その他工事の変更契約

東住吉小学校校舎増築その他工事の契約の一部を次のように変更する。

議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変 更 事 項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
			変 更 前	変 更 後		
1.12.12	東住吉小学校校舎増築 その他工事	川崎市中原区今井仲 町2番2号 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男	契約金額 748,000,000 円	契約金額 714,950,500 円	2.10.13	地中障害の撤去、 処分の増工及び外壁 面建具の一部変更並 びに既存校舎の職員 室等改修工事減工の ため、減額の変更を 行うものである。